

● 地域性評価の主な取組事例

② 地域社会貢献

- ・自社の屋上で蜂を飼育し、地元小学生に蜂蜜採取の機会を提供している。また、採取した蜂蜜を障がい者施設に提供している。
- ・敷地内の駐車場で、取引先等のお客様が逸品を披露できるマルシェ（市場）を定期的に開催し、地域のコミュニティの構築に寄与している。



小学生へ蜂蜜採取の機会提供

③ 地元活用・志向

材料の仕入先や協力会社を市内企業から優先的に選定している。

④ 雇用

ワークライフバランスの推進のため、ノー残業デーやフレックス勤務の実施、従業員の実態に合わせた研修会・勉強会の開催等、様々な取組を行った結果、5年間継続してよこはまグッドバランス企業の認定を受けている。



マルシェ（市場）の定期開催

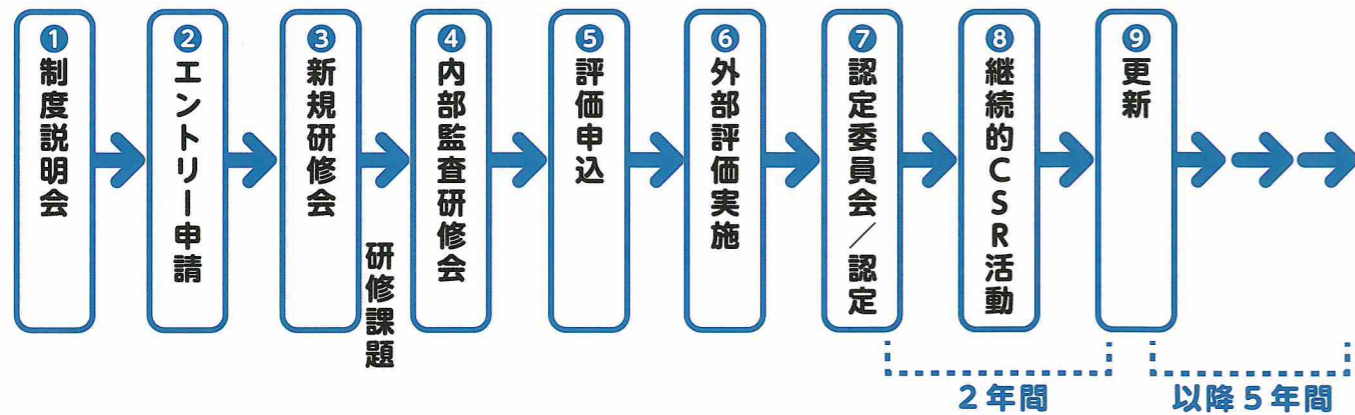
⑥ 品質

横浜市発注工事の施工実績において、品質・施工技術を高く評価され、優良工事表彰を受けている。

⑨ 消費者・顧客対応

顧客からの信頼獲得を目的に、BCP（事業継続計画）を策定し、災害時の迅速な事業再開と経営資源の保全に努めている。

● 認定制度の流れ



地域を意識した事業活動を通じ、企業の魅力を高め、企業価値の向上につながるこの制度を企業の成長戦略の1つとして、是非、ご活用ください。

詳しくはこちら

IDEC 横浜 地域貢献

検索

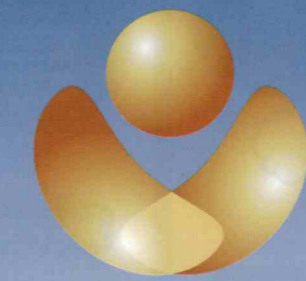
問合せ先

公益財団法人 横浜企業経営支援財団 経営支援部 経営支援課
 電話：045-225-8875 FAX：045-225-3738
 E-mail：csr@idec.or.jp

横浜型地域貢献企業 認定制度のご案内

ヨコハマの宝、横浜型地域貢献企業を応援します！

地域・社会との共生を通じ、持続的な発展を目指し、企業価値の向上へ



YOKOHAMA

地域貢献企業

横浜型地域貢献企業 認定制度

この制度は、企業の社会的責任（CSR）を意識しながら横浜市内で本業及びその他の活動を通じて優れた地域貢献活動に取り組む企業を、一定の基準をもとに公的機関が評価・認定し、経営の向上と持続的な成長・発展を支援する制度です。

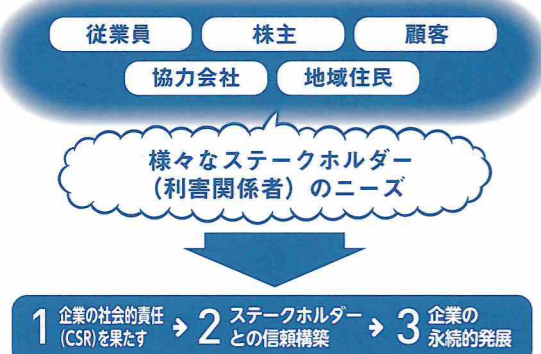
<企業の社会的責任(CSR)に取り組む必要性>

企業には、法令遵守、雇用創出、納税義務等にとどまらず、日々の企業活動を行う上で、時機や時代に即して様々な「ステークホルダー（利害関係者）」のニーズに沿った「社会的責任（CSR）」を果たすことが求められています。

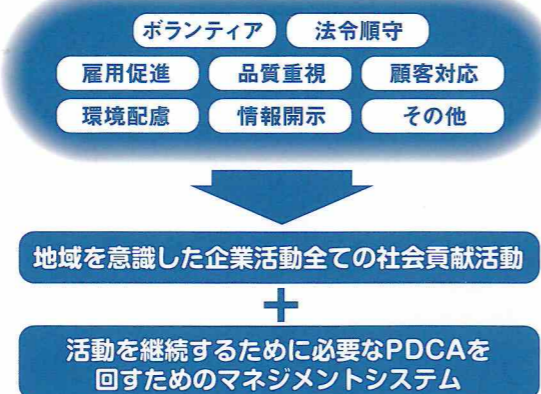
企業が社会的責任（CSR）を果たすことで、ステークホルダー（利害関係者）が満足を得ることができ、相互に信頼関係が構築され、企業の持続的な発展へとつながります。

この制度における「横浜型 CSR」とは、単なるボランティアに限らず、横浜という地域を意識した企業活動における「全ての社会貢献活動」を指しており、併せてこの活動を継続するために必要なマネジメントシステムの構築と運用に取り組むことで、企業の経営戦略にいかすことができます。

企業を取り巻くステークホルダー（例）



横浜型CSRとは…



● 対象企業の主な条件 次のいずれにも該当する事業者（法人、組合又は青色申告事業者）

- ① 横浜市内で3年以上継続して事業を営んでいる
- ② 横浜市内に本社、又は事業所を有している（事業所単位での申込可）
- ③ 直近3期以内に黒字決算が1回以上ある
- ④ 横浜市税を納付している
- ⑤ 法令遵守宣誓をしている

※横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団、条例第2条第4号に規定する暴力団員等、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等のいずれにも該当しないこと

次に該当する事業者は、この制度の品位、公共・公益性を確保するという観点から、ご応募いただいてもお断りする場合があります。

- 公序良俗に反する恐れのあること
- 政治性、宗教性があること
- 法令などに抵触する恐れのあること
- その他社会的・市民生活的な観点から適切でないこと

- **認定に必要な費用** 新規申込：2万円（税抜）
更新申込：1万円（税抜）

- **認定** 申込企業の取組内容を評価・確認し、外部の専門家等で構成する認定委員会で認定します。

- **認定期間** 新規認定：2年間、更新認定：5年間
（更新しない場合は、認定の効力が消滅します）

● 認定企業への主な支援

- ① 認定マークの利用
- ② (公財) 横浜企業経営支援財団、横浜市のウェブサイト等による企業PR
- ③ 経営革新に向けた専門家を継続派遣する
「経営コンサルティングメニュー」の利用料の一部優遇
- ④ 認定企業対象セミナーへの参加（無料）、認定企業交流会への参加（一部有料）
- ⑤ 横浜市中心企業融資制度の利用
※対象資金の保証料の一部を助成
- ⑥ 公共調達の受注機会の優遇
・横浜市の公共工事及び委託（いずれも一部の種目に限る）の入札の際に、インセンティブ発注の対象となります。
・予定価格3億円以上の公共工事の入札に導入している総合評価落札方式の評価項目に加点されます。

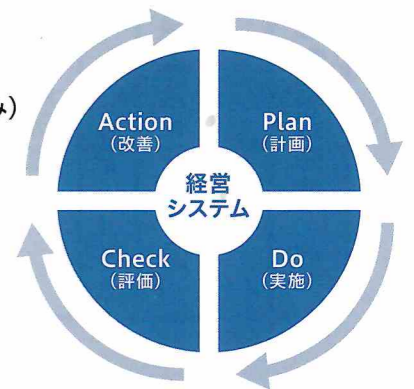


- **評価内容** 次の1、2の両方をクリアした場合に認定されます。

1 システム評価

本制度の「地域志向 CSR マネジメント・システム規格」に基づき、地域を意識した CSR 活動に継続的に取り組むための経営システム（Plan→Do→Check→Act の仕組み）が構築されているかどうかを評価します。

- ・ 地域や社会への視点を組み込んだ経営理念の策定、周知状況
- ・ 地域や社会を意識した事業活動に取り組む組織体制の構築状況
- ・ 従業員の意識啓発、人材育成の実施状況
- ・ 社内ルール、手順書の作成、周知状況 等
- ・ 内部監査、マネジメントレビューの実施状況



2 地域性評価

地域を意識した CSR 活動への取組状況を、一定の取組項目数（企業規模によって異なります）により評価します。

	項目（※1）	求められる取組の視点	
必須	① コンプライアンス	法令遵守	
	重要（※2）	② 地域社会貢献	本業以外の活動における地域での優れた社会貢献活動
		③ 地元活用・志向	本業における地元企業等の活用、地域を意識した優れた企業活動
		④ 雇用	地域での雇用促進や、従業員に対する優れた取組
		⑤ 環境	環境保全に貢献する優れた取組
		⑥ 品質	質の高い製品やサービスの提供及びそのための優れた取組
一般	⑦ 財務・業績	業績の良さ、財務面での透明性の高さ	
	⑧ 労働安全衛生	従業員の労働安全衛生に関する優れた取組	
	⑨ 消費者・顧客対応	消費者・顧客対応に関して行っている優れた取組	
	⑩ 情報セキュリティ	情報流出、情報の不正利用を防ぐための優れた取組	

（※1）全10項目中、5項目以上に取組む必要があります。

（※2）「重要」項目のうち、②地域社会貢献、③地元活用・志向いずれか1項目は必ず取組む必要（選択必須）があります。